



Q1. 市町村民税額はどのように確認できますか。

A1. 「市民税・県民税特別徴収税額の通知書」や「市民税・県民税納税通知書」などの通知書もしくは課税年の1月1日時点、住所登録のある市町村から「所得課税証明書」を取り寄せることで確認できます。
国外居住していた方及び軍人・軍属の方は、2022・2023 年中の収入が確認できる書類の提示が必要です。

Q2. 令和5年度の課税額は0円だったが、令和6年度の課税額が80,000円だった場合、副食費の補助が受けられるのは、何か月分ですか。

A2. この場合、課税額が77,101円未満の年度分のみ補助対象となるため、前期（4～8月）5ヵ月分、副食費の補助を受けることが可能です。

年	令和 6 年										令和 7 年		
月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
課税年	前期副食費(令和 5 年度の課税額で算定)					後期副食費 (令和 6 年度の課税額で算定)							
収入	(令和 4 年 1 月～12 月分の収入等に基づき課税)					(令和 5 年 1 月～12 月分の収入等に基づき課税)							



毎年9月が「税情報算定切り替え」の時期

Q3. 父と母どちらの税額で判定するのですか。

A3. 両方の税額を合算します。片親が軍人・軍属の場合はW-2等の提出、片親が単身赴任等で市外に住所がある場合は、課税証明書の添付が必要です。税額が確認できない場合は、対象外となります。

Q4. いつ頃口座に振り込まれるのですか。

A4. 補助が決定した方につきましては、令和7年5月を予定しています。

Q5. 預かり保育に係るおやつ代も対象となりますか。

A5. 教育時間の副食費が対象ですので、預かり保育に係るおやつ代は対象外です。

Q6. 給食費全額が補助されるのですか。

A6. 全額ではなく、主食費（米・麺・パン等）を除く、副食費（主食費以外）に係る部分が対象となります。※ただし、補助上限額は4,800円（月額）

【問い合わせ先】

うるま市役所東棟2階 保育こども園課（保育管理係） TEL：098-973-5427

